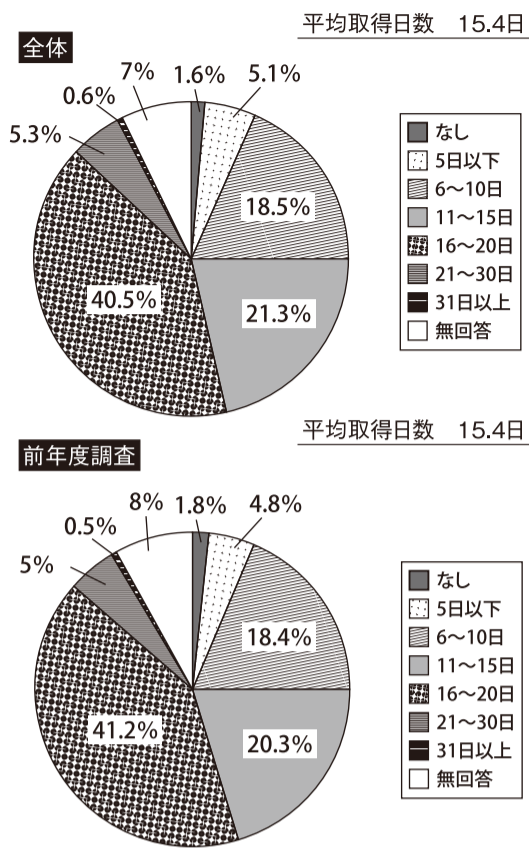


Ⅲ 年休、超勤、面談の実績について

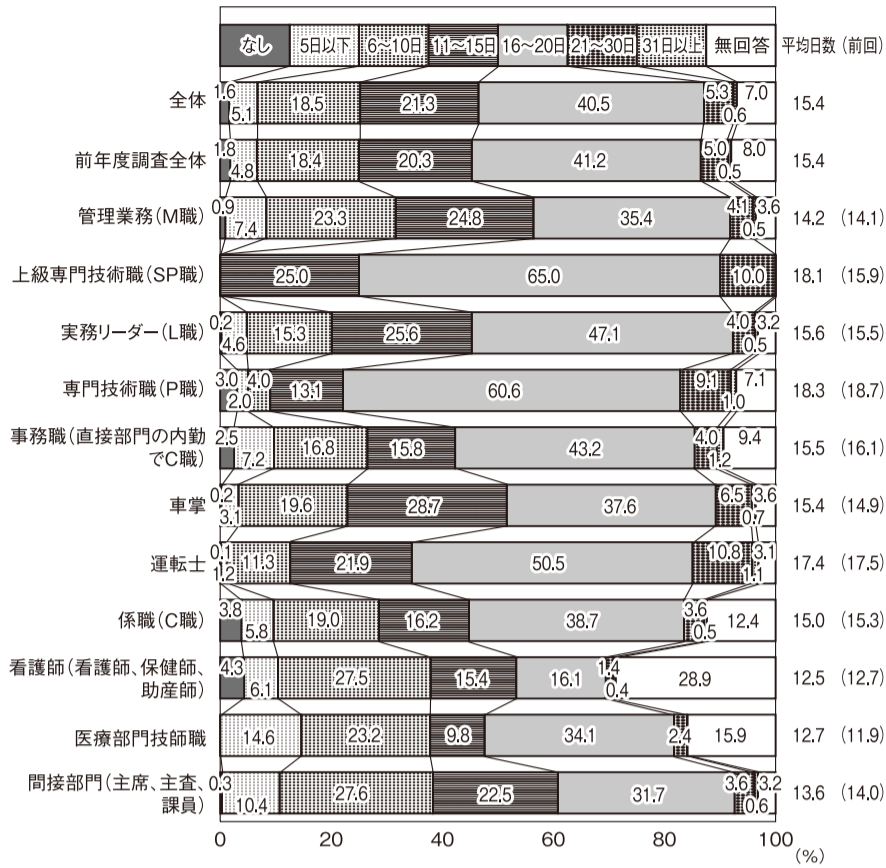
Ⅲ-1 年休取得について

● 年休取得について
 昨年度の平均取得数は、15・4日（前回15・4日）と前回と同じ日数であり、改善が見られない。（Ⅲ-1 図）
 前回と比較すると改善傾向にある職種や階層も見受けられるが、事務職（直接部門の内勤でC職）など、特定の階層・職種に問題が見られる。（Ⅲ-1 図）

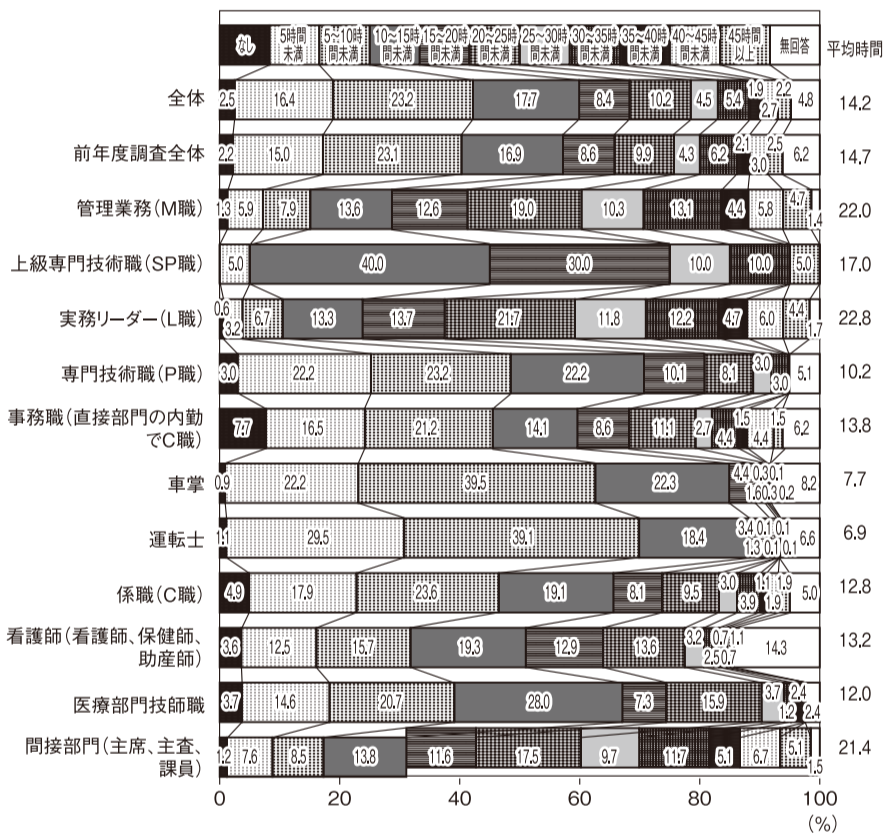
Ⅲ-1 昨年度に年休を何日取得しましたか



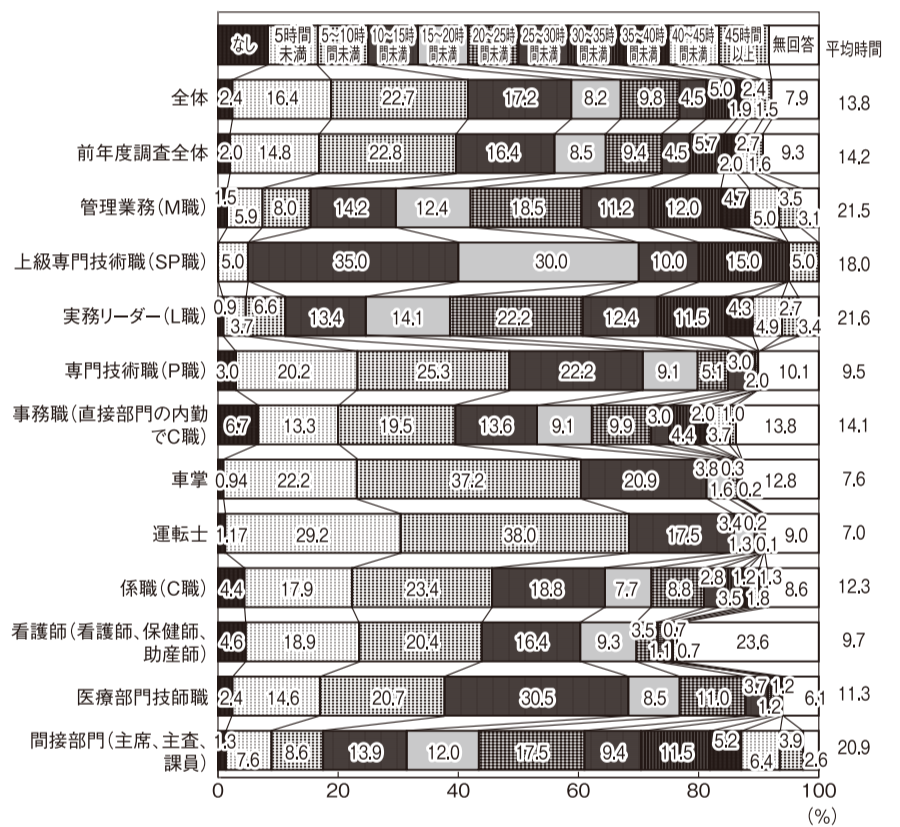
Ⅲ-2 昨年度に年休を何日取得しましたか



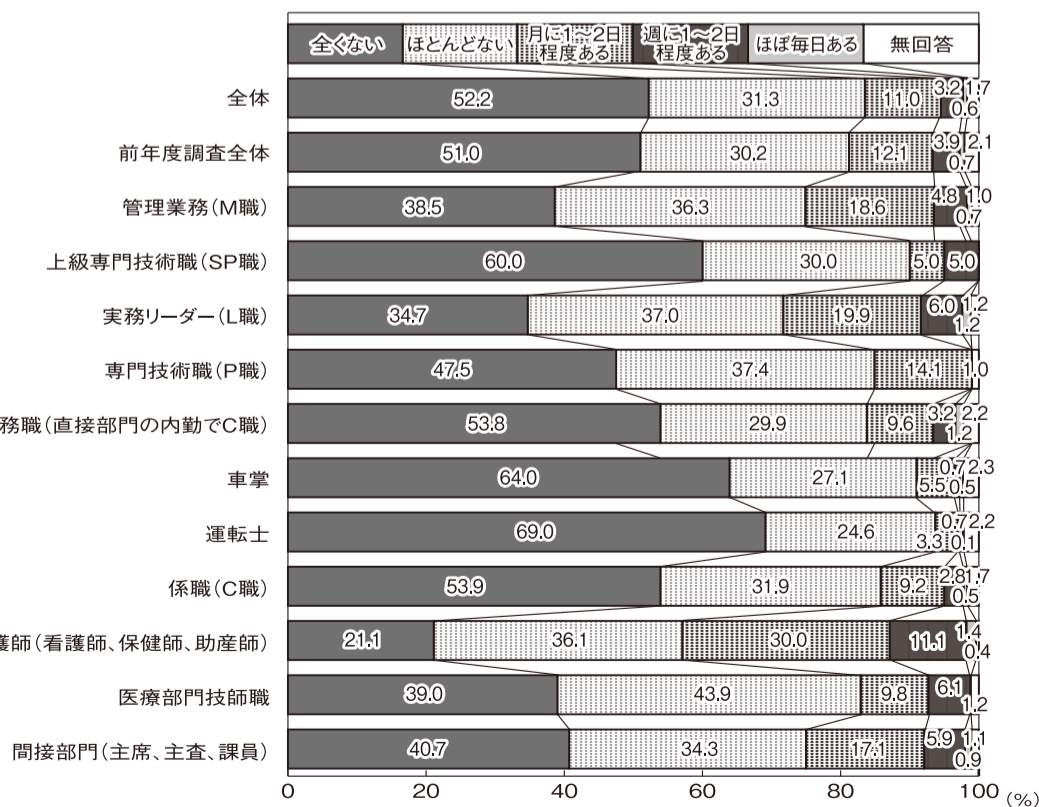
Ⅲ-3 平均的な月あたりの超過勤務(残業)の時間は何時間ですか



Ⅲ-4 超過勤務手当が支給されている時間数は、何時間相当分ですか



Ⅲ-5 就業時間後に仕事を自宅に持ち帰るなどの方法で、労働時間外に業務を行ったことがありますか



● 時間外労働の実態について
 労働基準法も改正になり、これまでに労使協議等で労働時間や超勤単価等について議論されてきたが、長時間労働については歯止めをかけることはならない。時間外労働の平均時間は、14・2時間（前回14・7時間）と若干減ってはいるものの職種・階層別で見ると（Ⅲ-3 図）、間接部門、M層、SP職、L層（Ⅲ-4 図）と大きく平均を超えている。また、特定の階層・職種に問題が見られる。『仕事を自宅に持ち帰る』により業務を行っている実態は、「全くない」「ほとんどない」が全体の83・5%（前回81・2%）と回答しており、改善が見られるが、依然として自宅でのサービス残業の実態があることに留意すべきである。（Ⅲ-5 図）